

被災関連定住支援 事業費補助金



補助対象経費など

補助対象：陸前高田市内に個人住宅を新築または新築住宅及び中古住宅を購入するために要した経費

補助金額：100万円

期間：平成23年3月11日（遡及）から平成31年3月31日まで



補助金の対象者

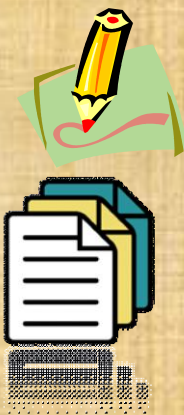
- (1) 東日本大震災の発災時に市外に居住していたこと。
- (2) 陸前高田市内に所有する住宅又は三親等以内の直系血族が所有する住宅が津波により全壊の被害を受け、滅失（半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合を含む。）していること。
- (3) 市内（災害危険区域を除く）において、定住するための個人住宅を取得し、自ら居住すること。
- (4) 同一世帯の世帯員が被災者生活再建支援金を受けていないこと。
- (5) 過去にこの制度による補助金を受けていないこと。

※(1)～(5)の条件をすべて満たす方が対象となります。



補助金申請に必要な書類

- ・被災関連定住支援事業費補助金交付申請書
- ・り災証明書
- ・住宅取得に要する経費を明らかにできる書類（工事請負契約又は売買契約書等の写し）
- ・位置図及び施工図
- ・その他市長が必要と認める書類など



問い合わせ先：陸前高田市企画部企画政策課
電話：0192-54-2111（内線172） FAX：0192-54-3888